

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 平成二十年十一月償還分抽せん  
銘柄等の告示 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係  
る公告 (西部振興) 一
- 〃〃(NPO活動推進課) 二
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課) 二
- 救急病院等の申出 (〃〃) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する  
公示 (商業支援課) 三
- 大規模小売店舗の変更に関する  
公示 (〃〃) 三
- 第四十二期埼玉県労働委員会補  
欠委員(労働者委員)候補者の  
推薦 (勤労者福祉課) 四
- 荒川中部土地改良区の役員退任  
届 (大里農林) 六
- 草加都市計画事業八潮南部西一  
体型特定土地地区画整理事業保留  
地の一般競争入札による処分  
の公告(八潮新都市建設事務所) 六

○開発行為に関する工事の完了公  
告 (建築指導課) 八

○県道東大久保ふじみ野線の区域  
の変更 (川越県土) 八

○県道東大久保ふじみ野線の供用  
の開始 (〃〃) 八

○県道川越栗橋線の区域の変更  
(杉戸県土) 九

○開発行為に関する工事の完了公  
告 (〃〃) 九

○埼玉県教育委員会定例会の招集  
(教委・総務課) 九

## 告示

### 埼玉県告示第千二百十三号

埼玉県公債の平成二十年十一月の定時償還について、次のとおり抽せんする。  
平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 銘柄、償還期日及び償還額

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)
10/リ	20.11.28	135,000
10/マ	20.11.28	21,600

#### 二 抽せん日時

平成二十年九月十二日

#### 三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

#### 四 抽せん方法

(株)埼玉りそな銀行県庁支店  
せん札抽せん

### 埼玉県告示第千二百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年八月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障がい者と共  
歩む会

三 代表者の氏名  
本田 勲

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市美原町一丁目二千九百  
十二番地の二黒田マンション百五号室

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者とその家族が安  
心して暮らせる地域社会の実現を目指  
し、障がい者が生きがいと誇りを持  
ち、自立した社会生活を営めるよう支  
援することを目的とする。また、広く  
市民への啓蒙活動を行い、市民との自  
然な交流を通して、相互理解を深め、  
障がいを持つ人だけでなく誰でもがよ  
り豊かに暮らしていくことのできる地  
域社会の実現に寄与することを目的と  
する。

埼玉県告示第千二百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書等申請のあった日から二週間、県民生  
活部NPO活動推進課において備え置く  
方法並びにインターネットを利用する方  
法(埼玉県NPO情報ステーション  
(http://www.saitamaken-npo.net/))に  
より縦覧に供する。

平成二十年九月五日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グリーンピク  
チャーズ

三 代表者の氏名  
村松 保宗

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目  
四番二四号

五 定款に記載された目的  
この法人は、地球温暖化防止を目標  
とし、広く環境保全を図るために市民の  
植林活動を喚起すると共に、「自然」  
と「生きもの」を中心とする映像制作  
・配給又は上映することによって可能な限り  
環境保全に関する広報、啓蒙を進め、  
市民及び地球全体の環境の福祉への貢  
献を目的とする。

埼玉県告示第千二百十六号

次に掲げる病院は、救急病院等を定め  
る省令(昭和三十九年厚生省令第八号)  
第一条第一項に規定する救急病院でな  
かった。

平成二十年九月五日  
埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地
医療法人社団東光 会戸田中央産院	戸田市上戸田二丁 目三二番一号
岡病院	本庄市北堀八一〇 番地
南古谷病院	川越市並木六〇二 番地

埼玉県告示第千二百十七号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所  
を救急病院等を定める省令(昭和三十九  
年厚生省令第八号)第一条第一項に規定  
する救急病院又は救急診療所として平成  
二十年九月九日認定し、その有効期限を  
それぞれ同表の下欄のとおりとした。

平成二十年九月五日  
埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	有効期限
医療法人社団 東光会戸田中 央産院	戸田市上戸田 二丁目二六番 三三番地	平成二十 三年九月 八日
医療法人桂水 会岡病院	本庄市北堀八 一〇番地	同 右

南古谷病院	川越市大字久 下戸一〇番 地	平成二十 三年九月 八日
医療法人心喜 会蓮田外科医 院	蓮田市大字蓮 田二〇六一番 地	同 右
医療法人山柳 会塩味病院	朝霞市溝沼二 丁目四番一号	同 右
坪田和光病院	和光市白子二 丁目二番一 五号	同 右
医療法人一心 会上尾避生病 院	上尾市大字地 頭方北谷四二 一番地一	同 右
医療法人豊岡 整形外科病院	入間市豊岡一 丁目八番三三 号	同 右
医療法人誠寿 会上福岡総合 病院	ふじみ野市福 岡九三一番地	同 右
武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町 大字太郎丸一 三五番地	同 右
医療法人柏成 会青木病院	本庄市下野堂 二五九番地一	同 右
医療法人社団 優慈会佐々木 病院	深谷市西島町 二丁目一六番 地一	同 右
医療法人社幸 会行田総合病 院	行田市大字持 田三七六番地	同 右
新井整形外科	羽生市大字藤 井上組一〇〇 九番地	同 右
医療法人愛應 会騎西クリニ ック病院	騎西町大字日 出安一三二三 番地一	同 右
みくに病院	春日部市中央 一丁目五六番 地一八	同 右
医療法人社団 大和会慶和病 院	越谷市千間台 西二丁目二二 番地八	同 右

医療法人土屋 小児病院	久喜市中央一 丁目六番七号	平成二十 三年九月 八日
医療法人社団 ジャパンメデ イカルアライ アンス東埼玉 総合病院	北葛飾郡杉戸 町清地二丁目 二番一―号	同 右

医療法人社団 誠弘会池袋病 院	川越市大字笠 幡三七二四番 地六	平成二十 三年九月 八日
-----------------------	------------------------	--------------------

埼玉県告示第千二百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カインズホーム越生店

入間郡越生町西和田三百四十九番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

群馬県高崎市高閑町三百八十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月二十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百九十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台(別途自動二輪九台)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口三箇所

ト 届出年月日

平成二十年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鶴ヶ島店

鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目一番地十三

## ロ 変更の概要

店舗面積の合計

(変更前) 一万四千五百五平方メートル

(変更後) 一万六千五百五平方メートル

## ハ 変更年月日

平成二十一年四月二十一日

## ニ 届出年月日

平成二十年八月二十日

## 二 縦覧期間

平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千二百二十号

第四十二期埼玉県労働委員会労働者委員二名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二

十一条第一項の規定に基づき、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、県の区域内のみに組織を有し、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

## 二 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、様式第一号の推薦書及び様式第二号の略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

## 三 推薦期間

平成二十年九月十二日(金)から同月二十九日(月)まで

## 四 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

## 五 その他

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

様式第1号

第42期埼玉県労働委員会補欠委員（労働者委員）候補者推薦書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

労働組合名

印

代表者氏名

印

埼玉県労働委員会の労働者委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	所属労働組合及びその役職名

様式第2号

略 歴 書

ふりがな			
氏名			
生年月日			
本籍地			
現住所			
電話番号	自宅	勤務先	
年 月	学 歴		
年 月	主 な 経 歴		

埼玉県告示第千二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田 清司

退任

職名 氏名 住所  
理事 金井 初雄 深谷市岡部八三一番地

埼玉県告示第千二百二十二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百三十三号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十年九月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格  
イ 入札物件番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十街区十五画地(八潮市大字大原五百三十五番一外)

(2) 地積

二百六十一・三一平方メートル

(3) 予定価格

五千三百三十万七千二百四十円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区一画地(八潮市大字大原四百七十九番二外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

三千八十七万六千円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区二画地(八潮市大字大原四百七十九番二外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千九百八十八万円

ニ 入札物件番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区四画地(八潮市大字大原四百七十九番二外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千七百七十二万二千円

ホ 入札物件番号五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区十八画地(八潮市大字大原四百八十番外)

(2) 地積

四百六十六・七三平方メートル

(3) 予定価格

七千九十四万二千九百六十円

ヘ 入札物件番号六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区十九画地(八潮市大字大原四百八十番)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

三千百八十七万二千円

ト 入札物件番号七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業八十五街区二十画地(八潮市大字大原四百八十番外)

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

三千百八十七万二千円

チ 入札物件番号八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業百五十九街区八画地(八潮市大字古新田字仕込三百二十八番一外)

(2) 地積

百三十四・三一平方メートル

(3) 予定価格

千七百四十六万三百円

リ 入札物件番号九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業百六十二街区三画地(八潮市大字古新田字仕込三百三十五番六外)

(2) 地積

四百九十五・一六平方メートル

(3) 予定価格

六千九百八十一万七千五百六十円

ヌ 入札物件番号十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業百六十二街区八画地(八潮市大字古新田字仕込三百四十二番外)

(2) 地積

五百九十一・四二平方メートル

(3) 予定価格  
七千八百六十五万八千八百六十  
円

ル 入札物件番号十一  
(1) 位置  
八潮南部西一体型特定土地区画  
整理事業百六十三街区五画地(八  
潮市大字坊字用水東二百五十八番  
一外)  
(2) 地積  
千八十一・〇九平方メートル  
(3) 予定価格  
一億四千八百九十九万三千三百三十  
円

注意 前記イからルまでの物件の位置  
の表示のうち、(一)内は、現在  
の地番であるため、一部に番号の  
重複がある。

二 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれかに該当する者は、入札  
に参加することができない。  
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又  
は破産者で復権を得ない者  
ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は  
公正な価格の成立を害し、若しくは  
不正の利益を得るために連合した者  
ハ 会社更生法(平成十四年法律第百  
五十四号)第十七条の規定による更  
正手続開始の申立てがなされている  
者又は民事再生法(平成十一年法律  
第二百二十五号)第二十一条の規定  
による再生手続開始の申立てがなさ

れている者  
二 次の(1)から(3)までのいずれかに該  
当し、その事実があった後二年を経  
過していない者  
(1) 落札者が契約を締結すること又  
は契約者が契約を履行すること又  
妨げた者  
(2) 正当な理由がなくて契約を履行  
しなかった者  
(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する  
事実があった後二年を経過してい  
ない者を契約の履行にあたり代理  
人、支配人その他の使用人として  
使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税、法人  
都道府県民税、法人事業税又は個人  
事業税)の滞納がある者  
ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体  
型特定土地区画整理事業保留地処分  
規程で定める方法により契約代金を  
支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所  
イ 期間  
平成二十年九月十六日(火)から  
同月十九日(金)まで、同月二十二  
日(月)及び同月二十四日(水)か  
ら同月二十六日(金)まで  
午前九時から午後五時まで

ロ 場所  
八潮市大字中馬場五十二番地二  
埼玉県八潮新都市建設事務所  
入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

- (1) 入札物件番号一  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後四時三十分
- (2) 入札物件番号二  
平成二十年十月十七日(金) 午  
前八時五十分
- (3) 入札物件番号三  
平成二十年十月十七日(金) 午  
前九時三十分
- (4) 入札物件番号四  
平成二十年十月十七日(金) 午  
前十時十分
- (5) 入札物件番号五  
平成二十年十月十七日(金) 午  
前十時五十分
- (6) 入札物件番号六  
平成二十年十月十七日(金) 午  
前十一時三十分
- (7) 入札物件番号七  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後一時十分
- (8) 入札物件番号八  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後一時五十分
- (9) 入札物件番号九  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後二時三十分
- (10) 入札物件番号十  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後三時十分
- (11) 入札物件番号十一  
平成二十年十月十七日(金) 午  
後三時五十分

平成二十年十月十七日(金) 午  
後四時三十分  
ロ 場所  
八潮市大字中馬場五十二番地二  
埼玉県八潮新都市建設事務所二階会  
議室

五 入札保証金  
入札参加者の見積もる入札金額の百  
分の五以上の額(入札参加資格審査後  
郵送される納付書兼領収書により納付  
すること。)

六 入札の無効  
次のイからリまでのいずれかに該当  
する入札は、無効とする。  
イ 入札者の押印のない入札書による  
もの

ロ 記載事項を訂正した場合において  
は、その箇所に押印のない入札書に  
よるもの  
ハ 押印された印影が明らかでない入  
札書によるもの  
ニ 入札に参加する資格のない者がし  
たもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札  
書又は記入した事項が明らかでない  
入札書によるもの  
ヘ 入札保証金を納付しない者又は納  
付した入札保証金の額が所定の率に  
よる額に達しない者がしたもの  
ト 代理人で委任状を提出しない者が  
したもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がし  
たもの

たもの  
 リ 二以上の入札書を提出した者がし  
 たもの又は二以上の者の代理をした  
 者がしたもの  
 七 落札者の決定方法  
 落札者は、埼玉県の予定価格以上の  
 価格で最高の価格をもって入札した者  
 とする。  
 八 その他  
 イ 入札参加要領及び入札参加申込書

は、埼玉県八潮新都市建設事務所に  
 おいて配布する。  
 なお、郵送を希望する者は、同事  
 務所に電話で請求すること。  
 ロ 入札に關し不明な点は、埼玉県八  
 潮新都市建設事務所(電話〇四八―  
 九九八―四五四五)に問い合わせる  
 こと。

埼玉県告示第千二百二十三号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に關する工事が完了したの  
 で、公告する。  
 平成二十年九月五日  
 埼玉県知事 上田清司  
 一 許可番号  
 平成二十年八月二十五日  
 指令行整第二〇〇〇〇一二号

二 検査済証番号  
 平成二十年八月二十八日第三十七号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称  
 北埼玉郡大利根町大字細間字五町田  
 七七七一  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北埼玉郡大利根町大字細間一〇番  
 地二  
 株式会社 阪東興業  
 代表取締役 今成 利夫

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の  
 区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年九月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課  
 及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日  
 埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝  
 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 東大久保ふじみ野線  
 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	ふじみ野市駒林字本町一六一番地先から同市駒林字新田前 二三四番地先まで		一七・五〇 四一・〇〇 一七・五〇 三五・〇〇	二六・〇〇	平成十一年十二月十四日付け埼玉県告示第千五百八十二 号及び平成十九年二月二十七日付け埼玉県川越県土整備 事務所長告示第四号で告示した道路区域の一部変更であ る。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ  
 うに道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十年九月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年九月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝



路線名	東大久保ふじみ野線	供用開始の区間	ふじみ野市駒林字新田前三四番地先から同市駒林字新田前二四一番地先まで	供用開始の期日	平成二十年九月五日	備考	平成十九年二月二十七日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号及び平成二十年九月五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇九・〇〇メートル
-----	-----------	---------	------------------------------------	---------	-----------	----	--

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	久喜市大字北中曾根字川妻八〇五番一地先から同市大字所久喜字小ヶ原井八〇三番二地先まで		七・四六 一〇・四〇	一、五五三・〇〇	昭和四十七年四月十八日付け埼玉県告示第六百七十九号の道路区域の一部変更である。
新			九・八〇 一三・八〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号

平井順一

平成二十年八月二十五日

指令杉整第一九〇二二六一号

二 検査済証番号

平成二十年八月二十八日

杉整第七六〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字川原一四三八―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字西大輪一

五五三―一

菅谷一彦

埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年九月五日

埼玉県教育委員会委員長

高橋史朗

一 日時

平成二十年九月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一號

三 議題

埼玉県教育局教育委員会室  
当面する教育関係諸問題について

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)